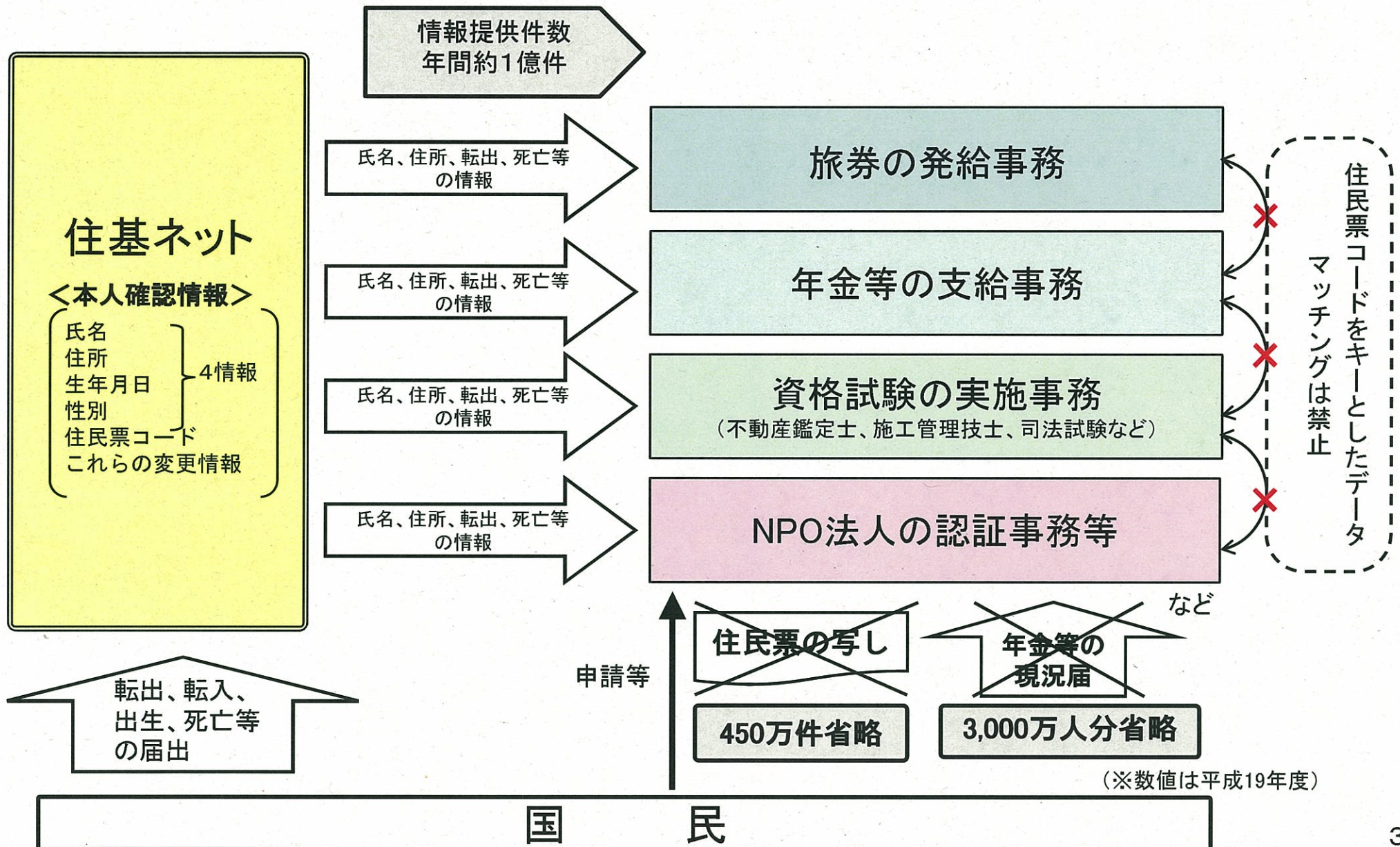
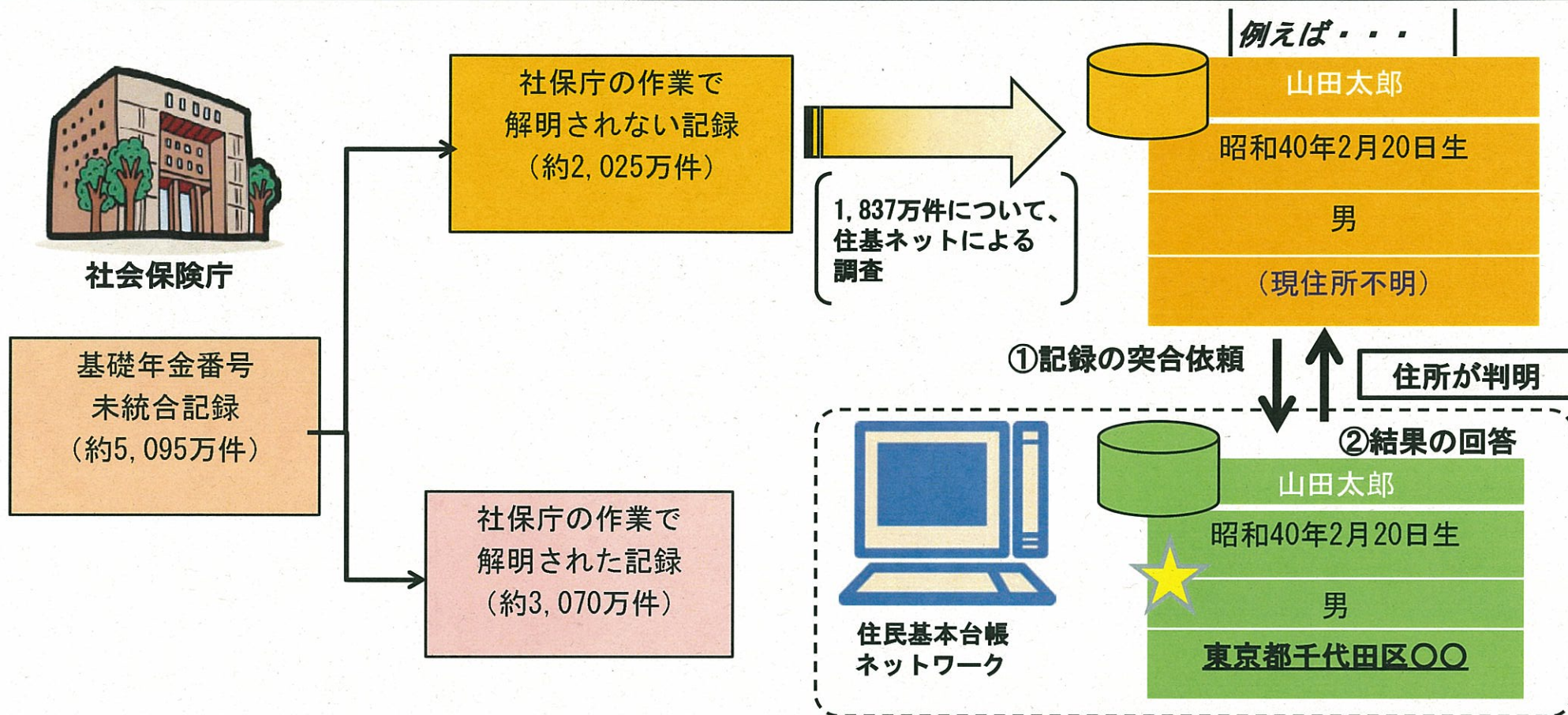


住基ネットによる本人確認情報の提供



年金未統合記録の住基ネット活用による解明



○上記突合の結果、**約314万件**の記録について、不明であった住所情報等が判明。

○そのうち、社会保険庁では、年金受給要件を満たす方（約3万人）に対して、年金記録の確認のお知らせを送付。

※このほか、加入期間が10年以上25年未満の方（約24万人）などにもお知らせを送付する方向。

本人確認情報、住民票コードの利用制限について

◎ 本人確認情報の提供(住基法30条の7)

- 都道府県知事は、住基法の別表に掲げる国の機関等から、同表に掲げる事務の処理に関して、住民の居住関係の確認のための求めがあつたときに限り、本人確認情報を提供する。

◎ 本人確認情報受領者の利用制限(住基法30条の34)

- 住基法30条の7等の規定により本人確認情報の提供を受けた国の機関等(受領者)は、法律の定めるところによる事務の処理以外の目的のために受領した本人確認情報を利用し、又は提供してはならない。

◎ 国の機関等以外の者の住民票コードの利用制限(住基法30条の43)

- 第三者に対して、住民票コードを告知することを求めてはならない。
- 他に提供されることが予定される住民票コードの記録されたデータベースを構成してはならない。

平成11年住民基本台帳法改正時の附帯決議

国の機関等による住民基本台帳ネットワークシステムの利用目的を厳格に審査するとともに、定期的に利用状況を検証すること。また、システムの安易な拡大を図らないこと。(平成11年6月11日衆・地方行政委員会)

平成14年行政手続オンライン化法制定時の附帯決議

プライバシー保護及び個人情報保護の重要性にかんがみ、住民基本台帳ネットワークシステムの目的外使用・安易な利用の拡大を行わないこと。(平成14年11月21日参・総務委員会 平成14年12月5日衆・総務委員会)